

八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱

令和6年11月25日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止の推進を図ることを目的として、市内に設置される住宅用太陽光・蓄電設備（住宅用の太陽光発電設備（当該設備を用いて発電した電気を電気事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する場合は、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者に供給する構造であるものに限る。）及びその発電した電気を蓄電することができる住宅用の蓄電設備をいう。以下同じ。）及び高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム（以下「対象設備」という。）を設置した者に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業等)

第2条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 自家消費型（FIT 売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業
- (2) 自家消費型（FIT 売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業
- (3) 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業

2 前項に定める事業の対象期間の要件、対象設備の要件、補助金の額及び対象設備の設置に要する経費（以下「補助対象経費」という。）については、京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領（平成28年5月20日付け8エ第55号）に基づき、別表に定めるとおりとする。ただし、前項第2号及び第3号に掲げる事業のうち、2年度にわたり実施し、かつ、1年以上の期間を要する事業の対象期間の要件については、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、移設された対象設備又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系された太陽光発電設備は、補助金の対象としない。

4 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとする。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 本市に住所を有し、本市の区域内において自らが所有し居住する住宅

に対象設備を設置した個人又は対象設備を設置した住宅を購入した個人
(2年度にわたる事業開始の承認)

第4条 第2条第2項ただし書に規定する事業を実施しようとする者は、事業の着手日(対象設備の設置に係る契約日又は工事開始日のいずれか早い日とする。以下同じ。)より前にあらかじめ市長から事業開始の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により事業開始の承認を受けた者は、事業開始の承認を受けた日の属する年度の次年度の4月1日から次条第2項に定める申請期間の開始日までの期間は、当該事業を実施してはならない。

3 第1項の規定により事業開始の承認を受けた者が、承認を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ市長から当該変更の承認を受けなければならない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に必要な書類を添付し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書を提出できる期間(以下「申請期間」という。)は、市長が別に定める。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(協力)

第8条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象設備に関する資料の提供その他協力を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めることができる。

(財産処分の制限)

第11条 この補助金により取得した財産のうち、取得価格が50万円以上のものについては、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の所有者等が補助金に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、市長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月25日から施行し、同年8月21日以降を着手日とする住宅用太陽光・蓄電設備設置事業及び高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業から適用する。

(経過措置)

2 令和6年8月20日以前を着手日とする住宅用太陽光・蓄電設備設置事業に対する補助金の交付等については、なお従前の例による。

3 令和6年度に限り、この要綱による改正前の八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱の規定により、令和6年4月1日から同年8月20日までの間に補助金の交付を受けた者が、同年8月21日以降にこの要綱による改正後の八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第1項第3号に規定する高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業に着手した場合は、改正後の要綱別表3の項対象設備の要件の欄第1号の規定にかかわらず、当該事業についてのみ補助金の交付対象とすることができる。

別表（第2条関係）

事業	対象期間の要件	対象設備の要件	補助金の額	補助対象経費
<p>1 自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業</p>	<p>対象設備に係る電力受給契約を電気事業者と締結し、当該電力受給契約における電力受給開始日から6月以内のものであること。ただし、別表3の項の事業を併用する場合は、当該事業の対象期間の要件に適合するものであること。</p>	<p>(1) 太陽光発電設備及び蓄電設備を同時に設置すること。 (2) 各種法令等に準拠した設備であること。 (3) 商用化され、導入実績があるものであること。 (4) 中古設備でないこと。 (5) PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。 (6) 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値が2kW以上のものであること。</p>	<p>次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額</p> <p>(1) 対象となる太陽光発電設備の公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方（単位はkWとし、小数点以下は切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額（その額が4万円を超えるときは、4万円）。ただし、その額が太陽光発電設備の設置に係る補助対象経費の2分の1を超えるときは、太陽光発電設備の設置に係る補助対象経費の2分の1の額とする。</p> <p>(2) 対象となる蓄電設備の蓄電容</p>	<p>事業に要する経費</p>

			<p>量（単位はkWとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に1万5,000円を乗じて得た額（その額が9万円を超えるときは、9万円）に5万円を加算した額。ただし、その額が蓄電設備の設置に係る補助対象経費の2分の1を超えるときは、蓄電設備の設置に係る補助対象経費の2分の1の額とする。</p>	
<p>2 自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業</p>	<p>事業の期間（事業の着手日から事業の完了日（対象設備の設置に係る工事完了日又は代金支払日のいずれか遅い日）までの期間をいう。以下同じ。）が、交付を受けようとする年度の申請期間内に収まるものであるこ</p>	<p>(1) 太陽光発電設備及び蓄電設備を同時に設置すること。 (2) 各種法令等に準拠した設備であること。 (3) 商用化され、導入実績があるものであること。 (4) 中古設備でないこと。 (5) PPA又はリースにより導入される設備でないこと。 (6) 法定耐用年数を経</p>	<p>次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額 (1) 太陽光発電の公称最大出力の合計値若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方（単位はkWとし、小数点以下は切り捨</p>	<p>国実施要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費</p>

と。

- 過するまでの間、対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないこと。
- (7) 国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値が2 kW以上のものであること。
- (9) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号制定。以下「国実施要領」という。)別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2.交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定められている交付要件を満たすものであること。
- (10) 国実施要領別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重
- てる。)に2万円を乗じて得た額(その額が8万円を超えるときは、8万円)。ただし、その額が太陽光発電設備の設置に係る補助対象経費の2分の1を超えるときは、太陽光発電設備の設置に係る補助対象経費の2分の1の額とする。
- (2) 蓄電設備の蓄電容量(単位はkWhとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。)に3万円を乗じて得た額(その額が18万円を超えるときは、18万円)に5万円を加算した額。ただし、その額が蓄電設備の設置に係る補助対象経費の2分の1を超えるときは、蓄電設備の設置に係る補助対象経費の2分の1の額とする。

		<p>点対策加速化事業)</p> <p>2. 交付対象事業の内容 内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (イ)蓄電池に定められている交付要件を満たすものであること。</p>		
<p>3 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業</p>	<p>事業の期間が、交付を受けようとする年度の申請期間内に収まるものであること。</p>	<p>(1) 別表1の項又は2の項に定める事業に係る設備と同時に住宅用の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのいずれかを設置すること。</p> <p>(2) 各種法令等に準拠したものであること。</p> <p>(3) 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>(4) 中古設備でないこと。</p> <p>(5) リースにより導入される設備でないこと。</p> <p>(6) 国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(7) 高効率給湯機器について、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。</p>	<p>次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に掲げる額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(1) 高効率給湯機器の設置に係る補助対象経費の2分の1の額(その額が30万円を超えるときは、30万円)</p> <p>(2) コージェネレーションシステムの設置に係る補助対象経費の2分の1の額(その額が80万円を超えるときは、80万円)</p>	<p>国実施要領別表第1(交付対象事業費:設備整備事業)に定められた事業費</p>

と。

(8) コージェネレーションシステムについて、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。